## 様式 1

## 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処	分の名称	2 箇所以上の管理の許可	
根拠条例・規則等名		医療法(昭和23年7月30日法律205号)	
		医療法施行規則(昭和23年11月5日厚生省令50号)	
条項		法第12条第2項	
		施行規則第9条第1項第2項第3項	
所	管 部 課	保健衛生局 保健所 保健所管理課 (電話:048-840-2207)	
		(1) 必要な事項が正確に記入され、必要な書類が添付さ	
		れていること。	
		(2) 2箇所以上の医療機関を1人の管理者が管理するこ	
		とは、管理上の責任が増し、原則的に禁止している。	
		2箇所以上の管理によらなければ地域の医療需要を満	
		たし得ない場合や、施設の規模、診療時間からみて2	
		箇所以上を管理しても施設の管理が適正になされる場	
		合等に限られるべきであるが、これらの場合にも、	
		アーそれぞれの医療機関における診療日及び診療時間	
審		が重複しないこと	
台	基準	イ 医療機関相互間の連絡時間、交通事情等において	
杳	(未設定の場	相互の連絡が容易であること	
т.	合はその理	ウ 診療補助者による医師法違反の事態を生ずる恐れ	
基	曲)	がないこと、いずれの医療機関においても著しく管	
		理の適正を欠き、又地域住民の利用を阻害する恐れ	
準		がないこと	
		エ新たに医療機関を開設する場合は診療科目が少な	
		く、かつ急患又は重患の利用が少ないと見込まれる	
		オの原則として、いずれの医療機関においても患者を	
		入院させるための施設を有しないこと	
		等の条件を満たしていること。	
		(3) 各医療機関がそれぞれの別の行政庁の所管に属する 世会は 現に答理している医療機関の正符点となる	
		場合は、現に管理している医療機関の所管庁とも協議	
		すること。 平成14年4月1日設定 令和4年1月1日最終改正	
標	期間		
準	(未設定の場		
処	合はその理	5 日	
理	自はての達し由)		
土	H /		

期設定等年月日	平成14年4月1日設定	平成	年 月	日最終改正
備  考				